

係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大 及びこれに伴う昇給制度の見直しについて（案）

1. 概 要

人事評価結果を適切に給与へ反映し、よりメリハリの利いた給与にすることで、職員がモチベーションを高く持って日々の業務に取り組むことができるよう、係長級職員においても課長級以上の職員と同様に、人事評価結果の査定昇給への反映を拡大する。

また、あわせて現行の昇給制度の見直しを実施する。

2. 実施内容

(1) 係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大

①対象者

係長級の全職員

※ ただし、評価期間後に昇任または降任した者、評価期間に人事評価の対象とならなかった者、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び任期付職員（一般任期付職員を除く）は対象外とする。

②内 容

人事評価結果の査定昇給への反映について、現在実施している下位区分への反映に加えて、新たに上位区分へも反映する。

上位区分については、能力評価及び業績評価に基づく総合評価をもとに、係長級職員間で原則として給料表ごとに相対化の調整を行い決定する。

③評価配分及び昇給号給数

昇給区分に応じて、下表のとおりとする。

昇給区分	S	A	B	C	D
評価配分	/	25%以内	(標準)	(絶対評価を基に決定)	
昇給号給数		<u>5</u>	4	2	0
55歳以上		<u>2</u>	0	0	0

(2) 現行の昇給制度の見直し

①係長級以下の職員における昇給区分S及びA

ア. 概 要

現行の昇給区分S及びAについて、昇格時号給対応表においてその趣旨を反映する。ただし、「(1) 係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大」を踏まえて、係長級に昇任した場合については1号給縮減する。

イ. 昇格時号給対応表

別紙のとおり

※労務職給料表、医療職給料表(2)適用者についても同趣旨を踏まえた対応とする。

ウ. 制度見直しに伴う調整

実施時期において当該見直しの効果を受けていない昇格・昇任者に対して、部内均衡を図る観点から、当該見直しと同様の調整を実施する。

②係長級職員に対する 55 歳昇給停止制度の実施に伴う経過措置

55 歳以上の昇給停止制度の実施に伴う令和 9 年度までの経過措置のうち、係長級職員に対する実施について、「(1) 係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映拡大」を踏まえて廃止する。

③給与構造の見直し及び査定昇給制度の導入に伴う号給調整

給与構造の見直し及び査定昇給制度の導入に伴い実施してきた採用後初回の査定昇給における号給調整について廃止する。

3. 実施時期

(1)、(2) ②については、令和 8 年 7 月 査定昇給より

※令和 7 年度の人事評価結果を令和 8 年 7 月の査定昇給に反映

(2) ①については、令和 8 年 4 月 1 日

(2) ③については、令和 7 年 7 月 査定昇給より